明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一八）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件　一
○学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等の一部を改正する告示（文部科学三〇）　二
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産三八〇）　三
○肥料を登録した件（同三八一）　三
○道路に関する件（東北地方整備局二〇）　四
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同二一）　四
○道路に関する件（関東地方整備局九六、九七）　四
○都市計画に関する件（同九八）　五
○道路に関する件（近畿地方整備局一八）　五
○都市計画に関する件（四国地方整備局八）　六

〔国会事項〕
内閣　六

〔人事異動〕
内閣　六

〔叙位・叙勲〕
内閣　七

〔褒　賞〕
内閣　七

〔皇室事項〕
官庁事項　八

〔官庁報告〕
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　八
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　八

〔公　告〕
諸事項　八
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇

省令

○厚生労働省令第十八号

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）第八条第一項の規定に基づき、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十一日　厚生労働大臣　福岡　資麿

厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第百六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定納付受託者の指定の手続） **第九条**　法第八条第一項の規定により指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあっては、その名称及び住所又は事務所の所在地）並びに委託を受ける歳入等の種類を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 ２・３　（略）	（指定納付受託者の指定の手続） **第九条**　法第八条第一項の規定により指定納付受託者の指定を受けようとする者は、その名称、住所又は事務所の所在地及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号（同項に規定する法人番号を有しない者にあっては、その名称及び住所又は事務所の所在地）並びに委託を受ける歳入等の種類を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 ２・３　（略）

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。